

第 19 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 1 月 24 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1番	片桐 幸示	2番	渡部 延三	
	3番	高橋 凌	4番	竹田 安宏	
	5番	菊地 匡	6番	井上 善博	
	7番	笹島 敏彦	8番	渡邊 達郎	
	9番	猿渡万里子	10番	角丸 章	
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博	

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 2 号 農業年金に関する申請について
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	上山 哲広
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局次長

皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 19 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

はじめに、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長

<開会挨拶>

議長

はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 11 番の小野寺一晃委員と、12 番の垣野芳博委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開きください。

こちらは、農地の相続による権利移動になります。案件は 1 件です。

1 番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、西 1 条南 22 丁目 125 番 3、地目は公簿・現況とも田、面積は 302 m²、以下、記載のとおり計 16 筆、面積 30,013.14 m²で、令和 6 年 10 月 20 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[REDACTED] が亡くなられたことにより、息子さんである [REDACTED] が相続したものです。こちらの農地は、現在、[REDACTED] と賃貸借が今年の 12 月末まで結ばれております。12 月 19 日に届出を受理して、12 月 20 日に受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としております。18 ページに、第 1 号図を添付しておりますのでご参照いただければと思います。以上です。

議長

只今、報告第 1 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは、本件を承認いたします。

続きまして、報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第 2 号をご説明いたします。議案の 2 ページをお開きください。案件は 3 件です。

1 件目、農業者年金死亡関係届が、令和 6 年 9 月 15 日に [REDACTED] [REDACTED] が亡くなられことに伴い、奥様である、[REDACTED] より届出されました。

2 件目、農業者年金住所変更届が、令和 6 年 12 月 23 日に [REDACTED] [REDACTED] より届出されました。こちらは、砂川市内での異動になります。

3 件目、農業者老齢年金裁定請求が、令和 6 年 12 月 25 日に [REDACTED] [REDACTED] より届出されました。これら 3 件とも、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

議長

只今、報告第 2 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第3号をご説明いたします。議案の3ページをお開きください。案件は1件です。1番、貸主が[REDACTED]、借主は[REDACTED]、土地の表示は西豊沼240番1、公募・現況とも田、面積31,139㎡の1筆です。契約内容は、農地法第3条の規定による賃貸借を設定していたもので、その期間は、令和2年3月1日から令和7年2月28日、合意成立日は令和6年12月23日、土地の引き渡しの時期は本日は。

本案件は、貸主の意向により、解約に至ったものであり、この後、議案第2号において他の方との利用集積計画の提案をさせていただきます。以上、報告とさせていただきます。

議長

只今、報告第3号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号をご説明いたします。議案の4ページをお開きください。

出し手・貸主は[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]です。受け手の経営面積は、田が184,427㎡、畑が1,458㎡の計185,885㎡で、労働力は3名になります。対象となる土地の表示は、富平45番1、地目は公簿・現況とも田、面積8,808㎡、以下、5ページに跨りまして記載のとおり計33筆、面積185,885㎡です。図面は19ページと20ページに、第2号図を添付しており、使用貸借の期間は、令和7年1月24日から令和17年1月23日までの10年になります。この申請理由について、貸主の方は、「農業後継者である娘に経営移譲するため」、借主の方は、「経営移譲を受け、安定した農業経営にあたりたい」とのことです。受け手である[REDACTED]は、出し手である[REDACTED]の後継者・娘さんであり、令和5年4月1日から親元就農しており、先ほど申した理由により、今回使用貸借するに至りました。この案件に関する法令に定める要件の確認については、別紙1に調査書を添付してありますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。以上、議案第1号の説明になります。ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問・意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、まず1番を審議いたしますが、受け手が[REDACTED]となっておりますので、農業委員会法第31条に規定されている「議事参与の制限」により、[REDACTED]は、審議終了までご退席をお願いします。

< [REDACTED] 退席 >

議長

それでは、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第2号の1番をご説明いたします。議案の6ページをお開きください。こちらは、再契約になります。計画番号は令和6年度使第5号、広告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員 渡部延三さん、出し手・貸主は、
[REDACTED]の外、記載のとおり、
[REDACTED]、合わせて3名です。受け手、借主は
[REDACTED]、農地の所在等は、宮城の沢41番1、地目は公簿が畑で現況が田、面積27,459㎡の1筆、対価は無償、期間は令和7年1月24日から令和9年12月31日までの3年、当事者間の法律関係は使用貸借、図面は21ページ、第3号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙2に調査書を添付していますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。

この案件に関する補足ですが、出し手の名義について、土地の名義が平成27年に亡くなられた
[REDACTED]のままとなっておりますので、今回も法定相続人である配偶者と息子さん2名、合わせて3名による契約となります。以上、1番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第2号の1番の説明がありました。ご質問等ございませんか。
なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を決定することといたします。

では、ここで
[REDACTED]に着席していただきます。

<
[REDACTED]着席>

議長

続きまして、議案第2号の2番を審議いたしますが、受け手が
[REDACTED]となっておりますので、
[REDACTED]は、審議終了までご退席をお願いします。

<
[REDACTED]退席>

議長
事務局

それでは、事務局より提案願います。

では議案第2号の2番をご説明いたします。議案の7ページをお開きください。再契約です。計画番号は令和6年度貸第9号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、小野寺一晃さん、出し手・貸主は、
[REDACTED]、受け手・借主は、
[REDACTED]、農地の所在等は空知太116番、地目は公募が宅地で現況が田、面積264.46㎡、以下、記載のとおり計2筆、面積14,847.46㎡、対価は推進員による調整により年額73,920円、これは水張面積に単価5,600円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月24日から令和8年12月31日までの2年間、法律関係は賃貸借、図面は22ページ、第4号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙3の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

以上、2番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長
井上委員
議長
井上委員
事務局

只今、議案第2号の2番の説明がありました。ご質問等ございませんか。
はい。

はい、井上委員。

期間が令和8年までというのには、何か意味がありますか。

前回は結んでいた期間が2年間で、今回、どうしますかとなったとき、前回と同じ条件でということでしたので、令和8年になっています。

議長
井上委員

よろしいですか。

分かりました。ありがとうございます。

議長
渡部委員
事務局

その他に何かございませんか。
契約期間なのですが、これは何年以内とか、期間に決まりがあるのですか。
特に大きな決まりはなかったと思いますが、あまり長い期間ですと相場も変わってきます。5年とか結んでいらっしゃる方もおられます。

事務局長

先程の10年というのは、親から子へ経営移譲する際によく使われています。使用貸借で10年、それが切れたら、また10年というように、亡くなられてから相続するということでやっているのです。それに倣い10年ということです。
年金の関係で、10年以上貸借していないと経営移譲年金を受給できないというルールがあるので、高齢者が第三者・経営を引継ぐ人に貸す場合、10年以上、10年という形で貸す、あとはお互いの話し合いで決めているということがあります。

議長
渡部委員
議長
全員
議長

よろしいでしょうか。
はい。
その他何かご質問等ございませんか。
なし。
それでは他に質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員
議長

異議なし。
それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。
では、ここで[]に着席していただきます。

< [] 着席 >

議長
事務局

それでは、議案第2号の3番から5番について、事務局より提案願います。
では議案第2号の3番をご説明いたします。議案の8ページをお開きください。再契約です。計画番号は令和6年度使第6号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、関尾一史さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は、[]、農地の所在等は吉野1条南1丁目3番44、地目は公募・現況とも畑、面積4,812㎡、以下、記載のとおり計2筆、面積4,958.5㎡、対価は無償、期間は令和7年1月24日から令和8年12月31日までの2年間、法律関係は使用貸借、図面は23ページ、第5号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙4の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

続きまして、議案の9ページをお開きください。再契約です。4番、計画番号は令和6年度貸第10号、広告予定年月日は本日、申出者は、北光袋地地区農用地利用改善組合 組合長、菅原久さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は、[]、農地の所在等は北光151番3、地目は公募・現況とも畑、面積1,560㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積14,422㎡、対価は推進員による調整により年額187,480円、これは地積に単価13,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月24日から令和7年12月31日までの1年間、法律関係は賃貸借、図面は24ページ、第6号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙5の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

続きまして、議案の10ページをお開きください。再契約です。5番、計画番号は令和6年度貸第11号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、菊地匡さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は、[]、農地の所在等は北光220

番3、地目は公募・現況とも田、面積6,148㎡の1筆、対価は推進員による調整により年額43,000円、これは地積に単価7,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月24日から令和11年12月31日までの5年間、法律関係は賃貸借、図面は25ページ、第7号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙6の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

以上、議案第2号の3番から5番までのご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第2号の3番から5番までの説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第2号の6番を審議いたしますが、受け手が[]となっておりますので、[]は、審議終了までご退席をお願いします。

< [] 退席 >

議長

それでは、事務局より提案願います。

事務局

では議案第2号の6番をご説明いたします。議案の11ページをお開きください。再契約です。計画番号は令和6年度貸第12号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、猿渡万里子さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は、[]、農地の所在等は北光297番1、地目は公募・現況とも田、面積17,174㎡、以下、記載のとおり計5筆、面積39,664㎡、対価は推進員による調整により年額411,950円、これは水張面積に単価11,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月24日から令和11年12月31日までの5年間、法律関係は賃貸借、図面は26ページ、第8号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙7の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

以上、議案第2号の6番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第2号の6番の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

では、ここで[]に着席していただきます

< [] 着席 >

議長

それでは、議案第2号の7番と8番について、事務局より提案願います。

事務局

では議案第2号の7番をご説明いたします。議案の12ページをお開きください。再契約です。計画番号は令和6年度貸第13号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、高橋凌さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は、[]、農地の所在等は東豊沼340番1、地目は公募・現況とも田、面積4,614㎡、以下、記載のとおり計6筆、面積32,644㎡、対価は推進員による調整により年額326,440円、これは地積に単価10,000円を乗じた額になります。支

払期限等は、11 月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和 7 年 1 月 24 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 2 年間、法律関係は賃貸借、図面は 27 ページ、第 9 号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙 8 の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

続きまして、議案の 13 ページをお開きください。こちらは、新規の案件です。8 番、計画番号は令和 6 年度賃第 14 号、広告予定年月日は本日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長、東英男さん、出し手・貸主は、
[REDACTED]、受け手・借主は、
[REDACTED]、農地の所在等は西豊沼 183 番、地目は公募・現況とも田、面積 6,942 m²の 1 筆、対価は組合長と推進員による調整により年額 88,800 円、これは水張面積に単価 12,000 円を乗じた額になります。支払期限等は、11 月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和 7 年 1 月 24 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 1 年間、法律関係は賃貸借、図面は 28 ページ、第 10 号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙 9 の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

この案件について、今回、賃貸借の期間を 1 年としておりますが、1 年後は売買を行う予定であり、現在 [REDACTED] の方で、売買を行うための手続きを進めております。

以上、議案第 2 号の 7 番と 8 番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第 2 号の 7 番と 8 番の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第 2 号の 9 番を審議いたしますが、受け手が [REDACTED] となっておりますので、[REDACTED] は、審議終了までご退席をお願いします。

< [REDACTED] 退席 >

議長

それでは、事務局より提案願います。

事務局

では議案第 2 号の 9 番をご説明いたします。議案の 14 ページをお開きください。こちら、新規の案件です。計画番号は令和 6 年度賃第 15 号、広告予定年月日は本日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長、東英男、出し手・貸主は、
[REDACTED]、受け手・借主は、
[REDACTED]、農地の所在等は西豊沼 178 番 1、地目は公募・現況とも田、面積 4,980 m²、以下、記載のとおり計 4 筆、面積 37,531 m²、対価は組合長と推進員による調整により年額 409,200 円、これは水張面積に単価 12,000 円を乗じた額になります。支払期限等は、11 月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和 7 年 1 月 24 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 1 年間、法律関係は賃貸借、図面は 28 ページ、第 10 号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙 10 の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。この案件についても、今回、賃貸借の期間を 1 年としておりますが、1 年後は売買を行う予定です。

以上、議案第 2 号の 9 番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第 2 号の 9 番の説明がありました。ご質問等ございませんか。

渡部委員

ここは令和 6 年まで何をしていたの。

事務局 以前砂利を掘っていたところで、昨年は■■■■が作業委託を受けており、今回の契約となりました。

議長 よろしいですか。

渡部委員 はい。

議長 その他何かご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 それでは質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

では、ここで■■■■に着席していただきます。

<■■■■着席>

議長 それでは、議案第2号の10番について、事務局より提案願います。

事務局 では議案第2号の10番をご説明いたします。議案の15ページをお開きください。こちら、新規の案件です。計画番号は令和6年度貸第16号、広告予定年月日は本日、申出者は、西豊沼西地区農用地利用改善組合 組合長、伊藤政勝さん、出し手・貸主は、■■■■、受け手・借主は、■■■■、農地の所在等は西豊沼240番1、地目は公募・現況とも田、面積31,139㎡の1筆、対価は組合長と推進員による調整により年額353,760円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月24日から令和9年12月31日までの3年間、法律関係は賃貸借、図面は29ページ、第11号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙11の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件で、当該農地は、先程合意解約を報告させていただいた農地になります。

以上、議案第2号の10番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長 只今、議案第2号の10番の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

議長 それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

では、事務局より説明願います。

事務局 1. 議会関連等報告（事務局長）

2. 令和6年度空知農業委員会連合会第2回役員会（事務局）

- ・日時 2月4日（火） 13:30～
- ・場所 深川市役所 3階 大会議室
- ・出席予定者 関尾会長、野田事務局長

3. アンケート調査の実施（事務局）

- ・アンケート
 - （1）農地流動化、農業振興地域整備計画の見直しに関する調査
 - （2）有害鳥獣による農作物被害の調査

- ・実施方法 委員各位が担当地区の農業者に配布・回収
- ・提出期限 2月中旬

4. 「地域計画」および「農業振興地域整備計画」に係る勉強会（事務局）
・本日の定例総会終了後に開催します。

5. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、1月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス:nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

6. 協議会報告（協議会長）

議長
全員
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和7年2月25日、火曜日の午後1時半からですのでよろしくをお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員